



水道の検針に協力ください

毎月1回、水道を使用する皆さんの自宅や事務所を検針員が訪問し、水道メーターの検針を行なっています。

検針がスムーズに行われるよう、以下に協力ください。各地区を担当する検針員は次のとおりです。

問い合わせ先

役場水道課水道係

☎ (86) 1114 [直通]

○水道使用料の集金を廃止

令和5年4月以降、水道使用料の集金を廃止します。3月まで集金をされているかたで、今後の納付方法の意思表示をしていない、または口座振替の手続きが間に合っていないかたは納付書を郵送しますので、金融機関やコンビニなどでお支払いただきます。

地区	検針地区	検針員
第1区	田尻・火ノ浦・川床下・川床中・川床上・小坂・牧・市来崎・脇崎・塩追	瀬戸 繁盛
第2区	山門野・加世堂・梅ノ木山	玉置ヨシエ
第3区	赤崎・山寺・山中・本町・西・矢堂・官公署	山角 耕三
第4区	野中・菅牟田・上揚・宮ノ浦	清 弘子
第5区	浦底・福ノ浦・桂代・三船	椎原 江里
第6区	伊唐・薄井・白瀬・本浦・葛輪	早崎真由美
第7区	片側・御所ノ浦・湯ノ口・幣串	永田雄一郎
第8区	平尾中南・母良木・藤之元・萩之牟礼	松尾 安
第9区	口之福浦・茅屋・北方崎・浜漣・犬鹿倉・杉ノ段	大迫由紀子
第10区	蔵之元・小浜	藤川 利栄
第11区	指江・城川内	山中 秀紀
第12区	川内・唐隈・広野・潟・汐見・馬込	小平 憲子

検針員からのお願い

ポイント①

メーターの回りは検針しやすいようにきれいにしてください。



ポイント②

メーターボックスの上に車や物を置かないでください。



ポイント③

犬は放し飼いにせず、メーターボックスから離れた場所につないでください。



ポイント④

増改築などをする際はメーターを検針しやすい場所に移してください。

